

家畜伝染病予防法施行規則の一部改正の概要について

平成20年11月
動物衛生課

1 高病原性鳥インフルエンザについては、全世界的にその発生が拡大している中、高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、我が国において高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクはかつてなく高まっている。

国内においても、平成16年に、79年ぶりに発生して以降、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでいることを踏まえ、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を家畜伝染病予防法施行令（以下「政令」という。）第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加し、所要の防疫措置を講ずることができるようすることとしている。

2 政令第1条に追加される家畜であって、現在、家畜伝染病予防法施行規則第45条において、輸出入検疫の対象となる指定検疫物に指定されていないきじ及びほろほろ鳥については、国内防疫措置に遺漏のないよう、網羅的に指定することとし、きじ及びほろほろ鳥並びにそれらの卵、肉、羽毛等を新たに指定検疫物に追加することとする。

改 正 案	現 行
（指定検疫物）	（指定検疫物）
第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。	第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。
一次に掲げる動物及びその死体	一次に掲げる動物及びその死体
イ （略）	イ （略）
ロ 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）	ロ 鶏、うずら、だちよう及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
ハ <small>＼</small> ホ （略）	ハ <small>＼</small> ホ （略）
二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵	二 鶏、うずら、だちよう、七面鳥及びかも類の卵
三 <small>＼</small> 八 （略）	三 <small>＼</small> 八 （略）
（動物の輸入に関する届出）	（動物の輸入に関する届出）
第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。	第四十七条の二 法第三十八条の二第一項の指定検疫物たる動物で農林水産大臣の指定するものは、次のとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 鶏、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	二 鶏、うずら、だちよう、七面鳥及びかも類

類

三 (略)

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は法第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる動物の種類につき、それぞれ相当中欄に掲げるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、次の表の下欄に掲げる期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
(略)	三 鶏、うずら、きじ だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥及びか も類
(略)	十日 (初生ひなの輸入の場合は十 四日、輸出の場合は二日)

2~6 (略)

三 (略)

(検査のための係留期間)

第五十条 法第四十条第一項若しくは第二項又は法第四十五条の検査は、係留して行うものとし、係留期間は、次の表の上欄に掲げる動物の種類につき、それぞれ相当中欄に掲げるとおりとする。ただし、輸出の場合における係留期間について、輸入国政府がその輸入に当たり、次の表の下欄に掲げる期間を超える係留期間を必要としている動物にあつては、当該必要としている係留期間とする。

動物の種類	輸入又は輸出の際の係留期間
(略)	三 鶏、うずら、だち よう、七面鳥及びか も類
(略)	十日 (初生ひなの輸入の場合は十 四日、輸出の場合は二日)

2~6 (略)

○ 改正後の家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）（抄）【傍線の部分が改正部分】

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
牛痘	牛
牛肺疫	牛
口蹄疫	水牛、しか
流行性脳炎	水牛、しか、いのしし
狂犬病	水牛、しか、いのしし
水胞性口炎	水牛、しか、いのしし
リフトバレー熱	水牛、しか、いのしし
炭疽 <small>そ</small>	水牛、しか、いのしし
ブルセラ病	水牛、しか、いのしし
結核病	水牛、しか、いのしし
ヨーネ病	水牛、しか
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか
水牛、しか	水牛、しか

伝達性海綿状脳症	水牛、しか
豚コレラ	いのしし
アフリカ豚コレラ	いのしし
豚水胞病	いのしし
家kinsコレラ	いのしし
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥
ニユーカツスル病	七面鳥
家kinsサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに 限る。以下同じ。）	七面鳥

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）（抄）

（指定検疫物）

第四十五条 法第三十七条第一項の指定検疫物は、次のとおりとする。

第一次に掲げる動物及びその死体

イ 偶蹄類の動物及び馬

ロ 鶏、うずら、だちよう及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ニ 兔（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

ホ みつばち（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）

二 鶏、うずら、だちよう、七面鳥及びかも類の卵

第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄てい、腱けん及び臓器

第一号の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄てい角粉及び臓器粉

第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

第四十三条の表の上欄に掲げる地域（その地域に属する諸島を含む。）から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草

八 法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物

○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）

（輸入のための検査証明書の添付）

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
- 二 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
- 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物

2 (略)

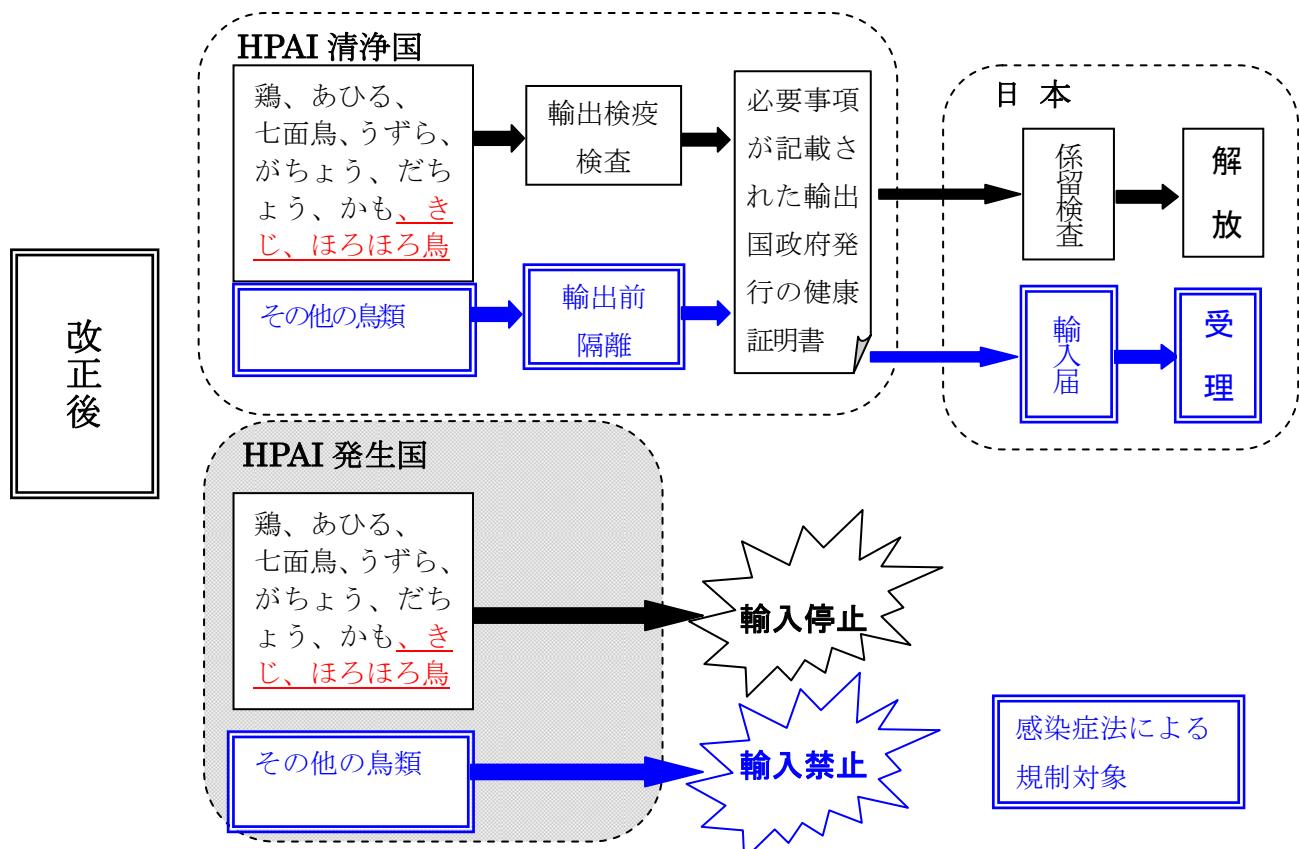
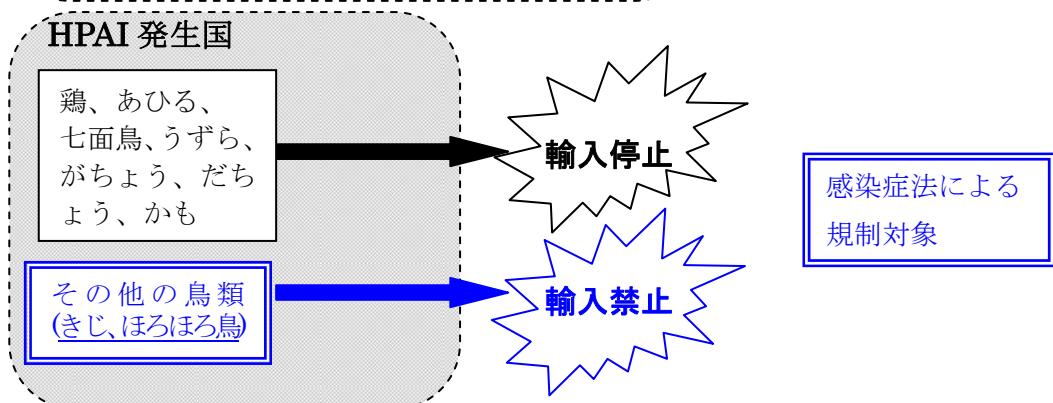
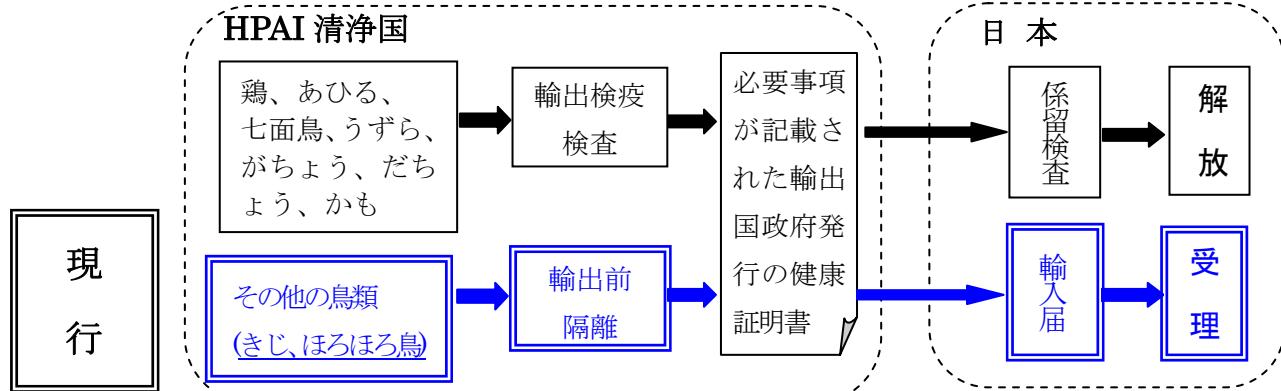
家畜伝染病予防法上対象とする鳥類の分類

綱	目	科	家畜和名	国内防疫 (法律及び政 令で規定)	輸入検疫 (施行規則で 規定)
鳥綱	ガンカモ目	ガンカモ科	あひる	○	○
			がちょう		○
		その他のガンカモ目			○
	キジ目	キジ科	うずら	○	○
			鶏	○	○
			七面鳥	○	○
			キジ	●	●
			ホロホロチョウ	●	●
		その他のキジ目			※
	ダチョウ目	ダチョウ科	ダチョウ	●	○

● 今回追加される鳥類

※ 厚生労働省 検疫所で実施している動物の輸入届出制度の対象(生体のみ)

鳥類（生体）に対する輸入時の措置について



鳥類の肉等に対する輸入時の措置について

